

公立大学法人宮城大学職員のサービスの宣誓に関する規程

平成25年9月25日

規程第134号

(趣旨)

第1条 この規程は、新たに公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の職員となった者に、法人の職員としての責務及び職務の公正な遂行を自覚させるために行うサービスの宣誓の手続きについて定めるものとする。

(サービスの宣誓)

第2条 新たに法人の職員（非常勤教員，非常勤職員及び有期雇用職員を除く。）となった者は、理事長又は理事長が指定する職員の面前において別記様式による宣誓書に署名して、理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による宣誓書の署名及び提出は、職員がその職務に従事する前に行うものとする。ただし、天災、火災その他の緊急の事態が発生し、直ちに職員にその職務を行わせる必要がある場合において、職員の前項による宣誓書の署名及び提出をしないでその職務に従事したときは、その事由の終了した後、速やかに提出するものとする。

(理事長が指定する職員)

第3条 前条第1項の理事長が指定する職員は、次に掲げる宣誓をする職員の区分に応じ、それぞれ職員を指定する。

宣誓する職員	指定職員
大学教員	各学群長，基盤教育群長又はセンター長
事務局職員	事務局長
地域連携センター職員	地域連携センター長

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日において現に第2条に規定する本学の職員についても適用する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(学部に係る経過措置)
- 2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学職員のサービスの宣誓に関する規程第3条の規定の適用については、「各学群長」とあるのは、「各学群長，各学部長」と読み替えるものとする。

第4編 人事労務 職員のサービスの宣誓規程

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、公立大学法人宮城大学職員としての職務上の責任を自覚するとともに、法令及び大学の諸規程を誠実に遵守し、大学がなすべき責めを有する職務を公正に遂行することを固く誓います。

平成 年 月 日

氏名 _____ ⑩